



# 地域雇用開発奨励金に「熊本地震特例」を設けました

事業主が熊本県内において、事業所の設置・整備、雇入れを行うため、平成28年10月19日から平成29年10月18日までの間に地域雇用開発奨励金（※）の計画書を提出した場合に以下の特例が適用されます。

（※）雇用機会が不足している地域などにおいて、事業所の設置・整備を行うとともに求職者を雇い入れた事業主に対して支給する奨励金です。

## ① 対象となる設置・整備費用の範囲拡大

### 現 行

- 雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費

拡大

### 熊本地震特例

- 雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費

- 熊本地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した経費

- 宿舎借り上げ経費や通勤バス経費（借り上げた通勤車両の費用）

## ② 対象労働者の範囲拡大

### 現 行

- ハローワークなどの紹介によって雇い入れる求職者（雇用機会が不足している地域などに居住する求職者に限る）

拡大

### 熊本地震特例

- ハローワークなどの紹介によって雇い入れる求職者

- 平成28年4月14日から同年10月18日の間に、熊本地震により一時離職した者（※）

（※）熊本地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者

## ③ 支給額の引上げ

### 現 行

設置・整備費用	対象労働者の増加数			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

（ ）内は創業の場合のみ適用

### 熊本地震特例

設置・整備費用*	対象労働者の増加数*		
	3(2)～4人	5～9人	10人以上
300万円以上 1,000万円未満	<b>100万円</b>	<b>160万円</b>	<b>300万円</b>
1,000万円以上 3,000万円未満	<b>120万円</b>	<b>200万円</b>	<b>400万円</b>
3,000万円以上 5,000万円未満	<b>180万円</b>	<b>300万円</b>	<b>600万円</b>
5,000万円以上	<b>240万円</b>	<b>400万円</b>	<b>800万円</b>

（ ）内は創業の場合のみ適用

\* 平成28年4月14日から同年10月18日までの間に開始した設置・整備費用および雇い入れた労働者も対象とします。

裏面に、地域雇用開発奨励金（熊本地震特例）の概要をまとめていますので、ご参照ください。



# 地域雇用開発奨励金（熊本地震特例）のご案内

## 制度概要

事業主が、①熊本県内において、事業所の設置・整備を行い、②求職者を雇い入れた場合に、①に要した費用と②の雇入れ人数に応じた地域雇用開発奨励金を、最大3年間（3回）支給します。

## 主な支給要件

- 熊本県内において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主であること
- 平成28年10月19日から平成29年10月18日までの間に計画書を提出すること  
※ 計画を開始する日から事業所の設置・整備および雇入れ完了までの期間は最大18か月です。
- 以下の者を雇い入れること  
ハローワーク等の紹介により雇い入れた労働者または平成28年4月14日から同年10月18日の間に、熊本地震により一時離職した者（熊本地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者）であって、本奨励金受給後も継続して雇用される見込みがある者。  
※ その他、対象労働者の要件があります。
- 事業所の設置・整備費用が1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること  
修理・修繕費、通勤バス経費（借り上げた通勤車両の費用）、宿舎借り上げ経費も対象となります。
- 事業所の被保険者数が増加していること  
※ 計画を開始する日の前日と完了日を比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限となります。
- 労働関係法令を遵守していること

## 支給額（1回の支給額）

事業所の設置・整備および雇入れ完了後、熊本労働局長へ完了届（支給申請書）を提出してください。

（ ）内は創業の場合のみ適用

設置・整備費用*	対象労働者の増加数*		
	3（2）～4人	5～9人	10人以上
300万円以上1,000万円未満	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	240万円	400万円	800万円

\* 平成28年4月14日から同年10月18日までの間に開始した設置・整備費用および雇い入れた労働者も対象とします。

- 大規模雇用開発計画に係る特別措置  
設置・整備費用が50億円以上かつ雇い入れ労働者が100人（200人）以上の場合は1億円（2億円）の助成
- 戰略産業雇用創造プロジェクトまたは地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主に対する特別措置  
第1回目の支給時に雇入れ1人あたり 50万円上乗せ

その他、ご不明な点がございましたら、労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。